

項目	チェックリスト		伐採事業者 のチェック	造林事業者 のチェック	
伐採作業関係	・伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間には適切に残存帯を確保する。（少なくとも周辺森林の成木の樹高程度）		□	□	
	・林地の保全、落石等の被害防止のため、溪流周辺や尾根筋に保護樹帯を設置する。また、野生生物等に対する必要な保護対策をする。				
	・伐採木や転石等の落下防止や騒音対策を行う。				
	・現場に立て看板等を設置する等により、安全確保等に努める。				
	・地域住民の通行する道路では、作業が妨げにならないよう注意し、道路の使用について地元の理解を得る。				
	・地元住民に事前に説明を行う。				
作業道関係 土場関係	・現地踏査等により、地形、地質、水系等を確認するとともに、周辺の道路等の公共施設、人家、田畑、取水施設等の有無を確認する。（有・無）		□	□	
	有の場合	（具体的な施設等と対策） ・			
	・開設前に排水、濁水状況を把握する。（特に降雨時）				
	・土砂流出防止対策、濁水対策、排水対策を行う。				
	・降雨時の作業は避ける。				
	・ゲートの設置等や施設等により適正に管理する。				
	・山口県森林作業道開設基準等に適合するように計画する。				
事前計画	（造林事業の場合）	・人工造林に係る事前計画を提出する。（連携内容の記載も含む。）		□	
連携作業関係	・伐採時に使用する機械を用いて枝条残材を処理する。（機械地拵え）		□	□	
	・枝条残材の処理方法について、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。				
	枝条残材の 処理方法 （機械地拵え）	存置 ・ 搬出			（存置の場合の処理方法） ・
		（存置の場合）			・雨水を堰き止め、崩壊の誘発等がないよう片付ける。
					・巨大な枝条残材の山積みは避け、分散して処理する。
	・伐採時に使用する車両系機械（架線系機械）により、苗木や資材等を運搬する。（機械運搬）				
	・苗木や資材等の運搬について、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。				
	機械による 運搬内容	苗木			・
		資材			・
	・伐採後の作業道の取扱いについて、伐採事業者と造林事業者が打合せを行う。				
作業道上の 植栽の有無	有	・植栽するために、撤収時に締め固まった土は掘り起こす。			
	無	・補助事業を活用するため、事業主体（ ）は必要な補修を行い、管理する。			
・		□	□		
・		□	□		
造林関係	・森林経営計画等必要な計画に当該施業を計画している。		□	□	
	・補助事業の要件を満たす施業の内容となっている。				
	・除地（植栽不可能地）は適切に設定している。				